

令和 7 年度第 20 回序議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 8 年 1 月 20 日

担当部・課：教育委員会学校教育課〔内線 5028〕

## ① 件名

石巻市住吉学びサポートセンターの開設について

## ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

## 【背景】

本市では、心理的要因等により小学校及び中学校に登校できない児童生徒並びに学習に不安を抱える児童生徒に対し、学習機会の確保と社会的自立に向けた支援を行うとともに、保護者や教職員を対象に、学校生活への不安や心配がある児童生徒に関する相談及び支援を行うため、令和 5 年度に「石巻市学びサポートセンター」を開設し、石巻市向陽町の施設を拠点として運営している。

近年の児童生徒の支援ニーズの多様化や利用者の増加による受け入れ環境のひっ迫化を踏まえ、施設の拡充が必要となっている。

## 【目的】

令和 7 年 3 月に閉園した旧住吉幼稚園施設を活用し、本市では 2 か所目となる、石巻市住吉学びサポートセンターを開設するもの。

## ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

## 【根拠法令】

- ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成 28 年法律第 105 号）
- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）
- ・石巻市学びサポートセンター条例（令和 4 年条例第 50 号）
- ・石巻市学びサポートセンター管理規則（令和 5 年教育委員会規則第 3 号）

## 【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無] 又は [個別計画との整合性】

第 5 章 豊かな心を育みいのちを未来につなぐまち

第 2 節 社会を生き抜く力を育てる学校教育の充実

第 1 項 学校教育の充実を図る

## ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

平成 27 年 1 月 「石巻市適応指導教室（石巻市けやき教室）」として向陽町施設使用開始

令和 5 年 4 月 不登校児童生徒に対する通所型学習支援・訪問型学習支援・相談支援を一元的に提供する施設として、施設名称を「石巻市学びサポートセンター」に改め、石巻市学びサポートセンター条例及び同センター管理規則を施行

令和 7 年 3 月 住吉幼稚園閉園

4 月 石巻市学びサポートセンターの通所児童生徒数の増加を受け、旧住吉幼稚園の試行運用開始

令和 8 年 1 月 旧住吉幼稚園の転用に伴う財産処分手続き（文部科学大臣への報告及び承認申請）の実施

## ⑤ 主な内容

旧住吉幼稚園施設を活用し、既存施設に加え、新たに「石巻市住吉学びサポートセンター」を開設する。

また、既存施設の名称を「石巻市学びサポートセンター」から「石巻市向陽学びサポートセンター」に改める。

施設名称	位置
石巻市向陽学びサポートセンター	石巻市向陽町三丁目 13 番 7 号
石巻市住吉学びサポートセンター	石巻市南中里一丁目 8 番 25 号

**(6) 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）**

**【影響・効果】**

石巻市住吉学びサポートセンターの開設により、利用者増加への対応と、安心して通所できる環境の拡充が図られる。

また、石巻市向陽学びサポートセンターにはない体育館等を活用した屋内活動や自然体験など、児童生徒の心身の安定や成長につながる支援メニューの拡充が図られる。

**【市財政への負担】**

令和8年度当初予算額 消耗品費、光熱水費、燃料費、警備業務費等 862千円

**(7) 他の自治体の政策との比較検討**

宮城県内すべての市町村において同様の施設を設置

**(8) 今後の予定及び施行予定年月日**

令和8年2月 市議会第1回定期例会に石巻市学びサポートセンター条例の一部改正について提案  
(施行予定年月日：令和8年4月1日)

**(9) その他**

通所児童生徒数の推移(3月末現在実人数) ※令和7年度は10月31日現在

年度	小学生	中学生	合計
令和4年度	3人	7人	10人
令和5年度	9人	15人	24人
令和6年度	10人	32人	42人
令和7年度	10人	29人	39人